

平成 14 年(ワ)第 19276 号 平成 15 年(ワ)第 6732 号 平成 16 年(ワ)第 104 号

原 告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被 告 国 外 3 名

## 証 拠 説 明 書

2 0 0 5 年 3 月 8 日

東京地方裁判所民事第 4 9 部 御中

原告ら代理人

弁護士 奥 村 秀 二

甲	書証の標目	作成者	立証趣旨
B39	Socio Economic Impact Study of KotoPanjang Hydra Electric power Plant Project	Syafruddin Karimi アンダラス大学 経済学部	本件ダム建設によって移転させられた住民たちの移転地における 1 9 9 6 年当時の生活状況等
B40-1	意見書	大阪外国語大学 松野明久	スハルト政権の非民主性とその政権下における土地収容の強制性について
B40-2	履歴書	松野明久	松野明久の履歴・研究業績
B41	陳述録取書 (ジェニー・シャリフ)	弁護士浅野史生 外	1 9 9 0 年 8 月 から 1 9 9 1 年 9 月 までの間、コトパンジャン地域の住民たちがおかれていた状況及び住民たちの本件ダム建設に対する意見。並びに同人自身が経験したスハルト政権による人権侵害
B42-1	意見書	鷲見一夫	1 9 9 0 年 8 月 以降の本件プロジェクトの進行状況とその問題点 1 9 9 0 年 当 時 に 明 ら か に な っ て い た 日 本 や 国 際 的 な 開 発 援 助 の 問 題 状 況 及 び 当 時 の 開 発 援 助 に 対 す る 国 際 的 規 制 コンサルタントの役割 ダム開発の問題状況

			以上を踏まえ、本件プロジェクトに対し被告らが負っていた注意義務
B42-2	履歴書	鷲見一夫	鷲見一夫の履歴
B42-3	教育研究業績書	鷲見一夫	鷲見一夫の教育研究業績
B43	コタパンジャン「行動計画」の実施のための進捗モニタリング調整チーム・2003年実施報告書	インドネシア共和国・国家開発企画庁 (BAPPENAS)	本件プロジェクトによって影響を被ったリアウ州カンパル県8か村及び西スマトラ州リマプルコタ件2か村の被害状況。上記被害に対する影響緩和措置、特に2002年から行われたアクションプランの実施が未だ成功しておらず、移転住民が受けた被害の回復にはなすべきことが多いことが明らかにされている
B44	平成15年5月12日 参議院行政監査委員会議事録(抄)	参議院	1991年度から1993年度のセクター・プログラム・ローンから、約22億円が、本件プロジェクトの住民移転対策費用に使用されている事実、並びに1998年1月に承認された地方インフラ整備事業( )において、約600万円が住民移転対策費用に使用されている事実
B45	地方インフラ整備( )から、本件プロジェクトに使用された資金の概要	JBIC	円借款から供与された、本件プロジェクトの住民移転対策費用の概要